

平成 31 年 2 月 1 日

堺市長 竹山 修身 様

堺市中心市街地活性化協議会  
会長 島田 憲明



「堺市中心市街地活性化基本計画（変更案）」に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 9 項の規定にもとづき、堺市中心市街地活性化基本計画（変更案）に対する意見書を提出いたします。

（意見）

堺市中心市街地活性化基本計画（変更案）は、支援メニューの名称変更等に伴う軽微な変更を行うものであり、妥当である。